



給料・手当等の支給金額の内訳	月区分	支給月日	基本給	家族手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	総支給金額	給与等から控除された小規模企業共済等掛金の金額	前月中に通常の給与を支給していなかった場合に支給する賞与の税額計算				
													区分	第1回	第2回	第3回	
														支給月日	.	.	.
														社会保険料等控除後の賞与の金額	①		
														①×1/6又は1/12	②		
														②に対する月額表に定める税額	③		
														算出税額 (③×6又は12)			
														支給する賞与の金額が、前月中に支給した通常の給与の10倍を超える場合の賞与の税額計算			
														区分	第1回	第2回	第3回
														支給月日	.	.	.
													社会保険料等控除後の賞与の金額	①			
													①×1/6又は1/12	②			
													②+前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」	③			
													③に対する月額表に定める税額	④			
													④-前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」に対する月額表の税額	⑤			
													算出税額 (⑤×6又は12)				
災害減免法による徴収猶予関係	申告書の受付月日			徴収猶予許可月日			徴収猶予期間			雑損失又は繰越雑損失がある場合の徴収猶予限度額							
	月 日			月 日			自 月 日 至 月 日										
退職所得の税額計算	就職年月日	..	退職年月日	..	退職所得控除額の計算	勤続年数及びその勤続年数に応ずる控除の金額	自 年 月 日 ( 年 ) ④	特定役員退職所得控除額の計算	特定役員等勤続年数	自 年 月 日 A 至 年 月 日 ( 年 )	平成28~令和元年中の退職手当の有無等						
	役員就任年月日	..	役員退任年月日	..		上の勤続年数に通算された前の退職手当についての勤続年数及びその勤続年数に応ずる控除の金額	自 年 月 日 ( 年 ) ⑤		一般勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日							
	支払確定年月日	..	支給年月日	..		差引退職所得控除額 (①-②)	⑥		重複勤続年数	自 年 月 日 B 至 年 月 日 ( 年 )							
	退職区分	普通・障害	特定役員退職手当等の有無	有・無					特定役員退職所得控除額 (40万円×(A-B)+20万円×B)								
1	通常の場合		区分一般 特定役員	支給金額	①	退職所得控除額	②	課税退職所得金額 ((①-②)×1/2) 又は(①-②)	③	③に対する税額 (申告がないときは、①×20.42%)							
	追加支給をする場合		区分一般 特定役員	追加支給の金額	①	前に支給した退職手当 同上の徴収税額	② ③	合計支給額 (①+②) 同上の退職所得控除額	④ ⑤	課税退職所得金額 ((④-⑤)×1/2) 又は(④-⑤)	⑥	①から徴収する税額 (⑦-③) 前回、今回も申告がないときは、①×20.42%					
	本年中に他から受けた退職手当がある場合		区分一般 特定役員	支給金額	①	本年中に他から受けた退職手当 同上の徴収税額	② ③	合計支給額 (①+②) 同上の退職所得控除額	④ ⑤	課税退職所得金額 ((④-⑤)×1/2) 又は(④-⑤)	⑥	①から徴収する税額 (⑦-③) 申告がないときは、①×20.42%					
	特定役員退職手当等と一般退職手当等の両方を支給する場合			支給金額	①	一般退職手当等の金額 特定役員退職手当等の金額(①-②)	② ③	退職所得控除額 特定役員退職所得控除額	④ ⑤	一般退職所得控除額 (④-⑤) 課税退職所得金額 ((②-⑥)×1/2+(③-⑥))	⑥ ⑦	⑦に対する税額 申告がないときは、①×20.42%					